

東大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画〔第 2 版〕(案)に寄せられた意見と市の考え方

寄せられた意見	市の考え方
(情報提供) 各所に市民に情報を提供する旨の記述がありますが、きこえない人に対しては、視覚的手段による情報提供が必要です。 その具体的な手段が明記されておりませんが、これが確実に確保・実施される体制となるよう計画してください。	令和 7 年 6 月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、誰もが情報を取得できるよう配慮が必要であると考えております。本市といたしましても、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段を活用し、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
(コミュニケーション) 場合によっては、市と市民の間で双方向のコミュニケーションが必要になり、その体制を構築する旨も記載されておりますが、きこえない人の場合、手話が必要にして不可欠となるケースがあります。 また、2025年6月に施行された手話施策推進法において、第10条1項には「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」とありますので、これに基づき、手話言語でも確実に実施可能となる体制となるよう計画してください。	